

○試掘調査の実施についての諸注意

試掘調査は、人力または重機によりトレンチを掘り、埋蔵文化財の有無やその性格を確認するものです。この結果に基づいて、茨城県への届出が行われます。



重機掘削の様子



トレンチを掘り遺構の有無を確認

試掘調査の実施に際しては、以下にご協力ください。

1 掘削について

- 現況で駐車場・畑など試掘調査時点で開発地が利用されている場合、十分なスペースが確保できれば試掘調査の実施は可能です。しかしながら、**掘削による影響が憂慮される場合には、撤去・養生・試掘時期の変更をお願いしております。**
- 調査後は、人力または重機により埋め戻しを行いますが、掘削により土が盛り上がるなど**完全な現状復旧はできません**。また舗装等の復旧も行いません。その後の土地利用の不都合については本市では責任を負いかねますので、ご承知おきください。
- 既設建物や敷地内の舗装等により、掘削面積の確保が難しい場合があります。その際には**既設建物の撤去後**に試掘調査を実施することがございます。
- ガス・水道管が既設の場合には、その位置を明示ください。
- 地権者以外にも周知が必要な場合には**周知をお願い致します**。

2 費用・期間について

- 試掘調査にかかわる重機等の費用は**公費で負担**いたします。
※本調査実施の場合、費用のご負担をお願いする場合がございます。
- 試掘にかかわる撤去・養生等にかかわる費用、試掘後の現状復旧にかかわる費用は照会者の負担となります。
- 試掘調査自体は1日～1週間程度で終了いたしますが、試掘調査の実施については**現地踏査の実施後1か月～3か月程度以上かかる場合がございます**。工事の実施に合わせて早めの照会の提出をお願いします。
- 試掘調査の実施後、茨城県への届出が必要となります。引き続きよろしくお願いいたします。